平 成 ２ ７ 年 度

木津川市決算に係る健全化判断比率
及 び 資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

木津川市監査委員

写

８ 木 監 第 ２ ９ 号
平成２８年８月２３日

木津川市長　河 井　規 子　様

木津川市監査委員　西 井　　正
木津川市監査委員　酒 井　弘 一

平成２７年度木津川市決算に係る健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、次のとおり意見書を提出する。

目　　次

平成２７年度木津川市決算に係る健全化判断比率審査意見書
第１．審査の対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第２．審査の期日　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第３．審査の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第４．審査の結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
１．健全化判断比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（１）実質赤字比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（２）連結実質赤字比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
（３）実質公債費比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
（４）将来負担比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
２．平成２６年度決算数値における他の都市との比較　・・・　6
３．審査意見　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
平成２７年度木津川市決算に係る資金不足比率審査意見書
第１．審査の対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
第２．審査の期日　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
第３．審査の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
第４．審査の結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
１．資金不足比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
（１）水道事業会計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
（２）簡易水道事業特別会計　・・・・・・・・・・・・・・・　１０
（３）公共下水道事業特別会計　・・・・・・・・・・・・・・　１０
２．審査意見　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

参考）算定対象会計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

平成２７年度木津川市決算に係る健全化判断比率審査意見書

第１．審査の対象

（１）平成２７年度　健全化判断比率

- 実質赤字比率
- 連結実質赤字比率
- 実質公債費比率
- 将来負担比率

（２）（１）の算定の基礎となる書類

第２．審査の期日

平成２８年７月２７日

第３．審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第４．審査の結果

審査に付された健全化判断比率は適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、審査した範囲において、いずれも適正に作成されているものと認められる。

審査の概要及び意見は、次のとおりである。

【標記に関する注意事項】数値は、地方財政状況調査等に基づき作成されたものであり、各会計決算額等と一致しない場合がある。

１．健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

（単位：％）

指　　標	平成２７年度	早期健全化基準	平成２６年度
実質赤字比率	―	１２．６７	―
連結実質赤字比率	―	１７．６７	―
実質公債費比率	１１．６	２５．０	１２．０
将来負担比率	５３．６	３５０．０	６４．０

※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合は、「実質赤字比率（％）」又は「連結実質赤字比率（％）」は負の値となり「－」で表示される。

（１）実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

本市の平成２７年度決算における実質収支額は、３億８，７２３万円の黒字となっており、比率は負の値となり「－」で表示される。

（単位：千円・％）

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}\quad △３８７，２３０}{\text{標準財政規模}\quad １６，６４１，４８９}$$

会　計　名			実質収支額
一般会計等	一般会計		３８７，２３０
	一般会計等に属する特別会計	―	―
		―	―
小　計			３８７，２３０
標準財政規模			１６，６４１，４８９
実質赤字比率（％）			△２．３２

（２）連結実質赤字比率

公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものである。

本市の平成２７年度決算における連結実質収支額は、２７億２，６９３万４，０００円の黒字となっており、比率は負の値となり「－」で表示される。

（単位：千円・％）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}\quad △2,726,934}{\text{標準財政規模}\quad 16,641,489}$$

会計名			実質収支額
公営企業に係る特別会計以外の会計	一般会計等以外の特別会計のうち	国民健康保険特別会計	△２７，２５６
		介護保険特別会計	５０，４２６
		後期高齢者医療特別会計	７，６３７
		駐車場整備事業	０

会計名			資金不足・剰余額
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	２，２９１，８２５
	宅地造成事業	―	―

会計名			資金不足・剰余額
法非適用企業	宅地造成事業以外	簡易水道事業特別会計	２，３１９
		公共下水道事業特別会計	１４，７５３
	宅地造成事業	―	―

合計	２，７２６，９３４
標準財政規模	１６，６４１，４８９
連結実質赤字比率（％）	**△１６．３８**

（３）実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合（平成２５年度から平成２７年度の３カ年平均）で表したものである。

本市の平成２７年度決算における実質公債費比率は１１．６％となり、早期健全化基準の２５．０％と比較すると、当該数値を下回っており、前年度と比べ３カ年平均で０．４ポイント、単年度で０．８ポイントとそれぞれ改善している。

主な要因は、公債費に準ずる城山台小学校建設費立替金償還金及び木津中学校改築費立替金償還金などの増加があるものの、この償還金に対する充当特定財源である国庫支出金及び地方債が増加したことや、標準税収入額等の増加に伴い、分母となる標準財政規模が増加したことにより、比率は改善した。

（単位：千円）

	（地方債の元利償還金 ＋ 準元利償還金）	－	（特定財源 ＋ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）
平成２５年度	（ 2,817,481 ＋ 2,621,907 ）	－	（ 1,453,969 ＋ 2,247,956 ）
平成２６年度	（ 2,902,406 ＋ 1,445,317 ）	－	（ 356,372 ＋ 2,372,680 ）
平成２７年度	（ 2,820,202 ＋ 3,428,567 ）	－	（ 2,314,987 ＋ 2,388,386 ）

	標準財政規模（うち臨時財政対策債発行可能額）		－	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
平成２５年度	16,143,656	（ 1,406,523 ）	－	2,247,956
平成２６年度	16,291,735	（ 1,272,053 ）	－	2,372,680
平成２７年度	16,641,489	（ 1,148,324 ）	－	2,388,386

＝	実質公債費比率（ 単年度 ）	平成２５年度	12.49757
		平成２６年度	11.62199
		平成２７年度	10.84252

実質公債費比率	（単位：％）
（３カ年平均）	１１．６

（４）将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など将来負担すべき実質的な負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

本市の平成２７年度決算における将来負担比率は５３．６％となり、早期健全化基準の３５０．０％と比較すると、当該数値を下回っており、前年度と比べ１０．４ポイントと大きく改善している。

主な要因は、臨時財政対策債の起債によるの地方債現在高の増などの悪化要因はあるものの、退職手当支給予定額の減少、木津南中学校建設費立替金に対する国庫支出金内示額を充当可能特定歳入として新たに計上したほか、清掃センター建設整備基金等への積立などによる充当可能基金の増、また分母となる標準財政規模が増加したことなどの改善要因により、比率は改善した。

（単位：千円）

地方債現在高（普通会計が実質的に負担するもの）	＋	債務負担行為（五省協定や依頼土地の買戻しに係るもの等）に基づく支出予定額	＋	退職手当支給予定額のうち普通会計の負担見込額	＋	公営企業債の繰入見込額や一部事務組合の起債償還に係る普通会計の負担見込額等	＋	連結実質赤字額	－	充当可能基金額、地方債現在高等に係る交付税算入見込額等
30,902,976	＋	3,597,539	＋	3,317,371	＋	14,040,661	＋	0	－	44,211,138

標準財政規模（うち臨時財政対策債発行可能額）	－	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
16,641,489（ 1,148,324 ）	－	2,388,386

（単位：％）

＝ 将来負担比率 **53.6**

２．平成２６年度決算数値における他の都市との比較

４指標のうち実質公債費比率と将来負担比率について、近畿地方における人口及び標準財政規模が近似する他の都市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。

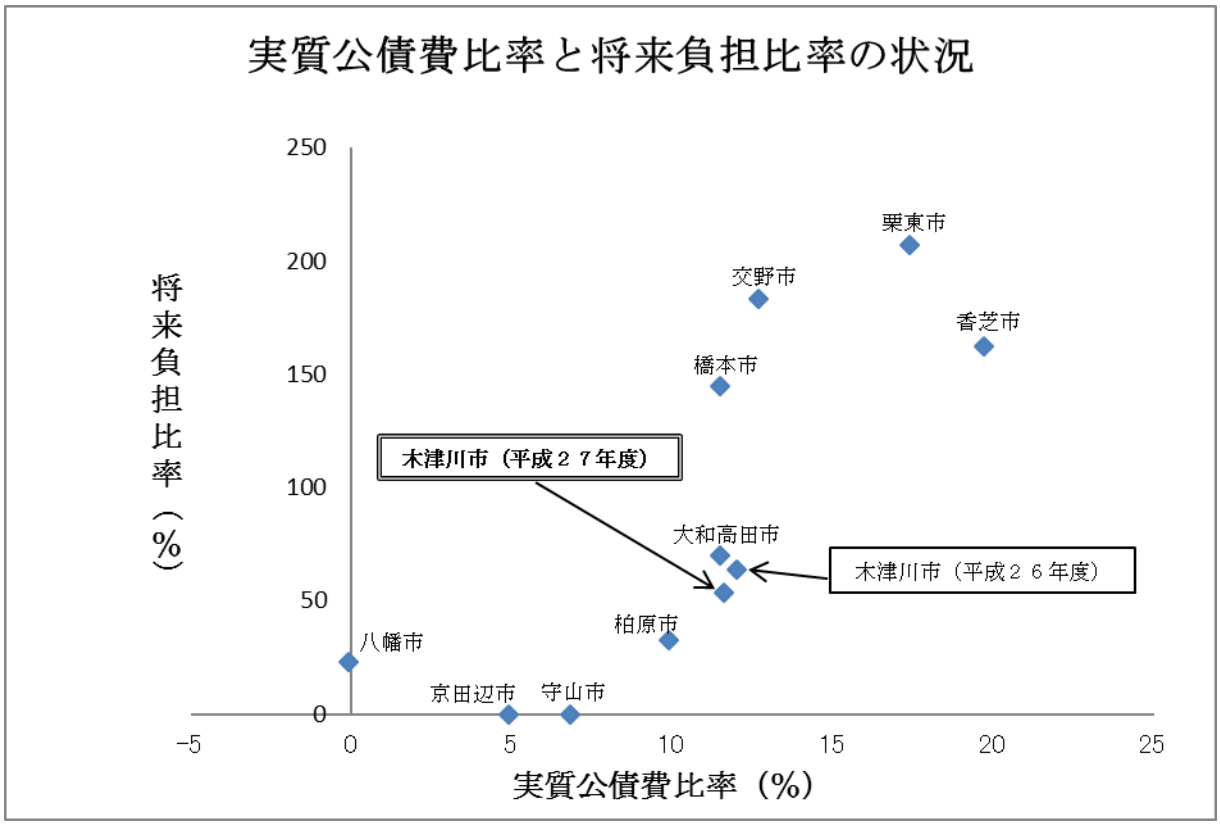

府　県	都　市	人　口（人）	標準財政規模（千円）	実質赤字比率（%）	連結実質赤字比率（%）	実質公債費比率（%）	将来負担比率（%）	備　　考
京 都 府	**木 津 川 市**	**74,232**	**16,641,489**	**—**	**—**	**11.6**	**53.6**	**平成27年度データ**
京 都 府	木 津 川 市	73,095	16,291,735	—	—	12.0	64.0	平成26年度データ
京 都 府	八　幡　市	73,038	14,364,813	—	—	△0.1	22.9	平成26年度データ
京 都 府	京 田 辺 市	66,697	13,874,502	—	—	4.9	—	平成26年度データ
大 阪 府	柏　原　市	72,116	14,501,937	—	—	9.9	32.9	平成26年度データ
大 阪 府	交　野　市	77,055	14,110,502	—	—	12.7	183.1	平成26年度データ
滋 賀 県	守　山　市	80,684	15,780,579	—	—	6.8	—	平成26年度データ
滋 賀 県	栗　東　市	67,284	13,558,758	—	—	17.4	206.9	平成26年度データ
奈 良 県	大和高田市	68,139	14,182,349	—	—	11.5	70.0	平成26年度データ
奈 良 県	香　芝　市	78,297	14,479,852	—	—	19.7	162.1	平成26年度データ
和歌山県	橋　本　市	65,664	15,621,470	—	—	11.5	144.9	平成26年度データ

※平成２７年度木津川市データにおける人口は、平成２７年１２月１末日木津川市人口による。

※木津川市を含む平成２６年度データについては、平成２６年度総務省市町村決算カードによる。

３．審査意見

平成２７年度決算に基づく健全化判断比率は、実質公債費比率、将来負担比率ともに改善し、また、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに赤字が発生していないために算定されない結果となった。４指標ともに早期健全化基準を下回っており、指標上は適正な水準にあると言える。

本年度は、クリーンセンター整備事業において平成２６年度から繰越した敷地造成等整備が完了し施設整備工事に着手したこと、都市再生機構の立替施行により施設を整備した城山台小学校と木津中学校の校舎等取得事業を実施したこと、棚倉小学校校舎改築事業や恭仁小学校耐震補強事業が進捗したことなどにより、木津川市として最大の決算規模となった。これら大規模事業の実施に伴い、今後大きな公債費負担をはじめとした将来負担が発生することが見込まれる。

あわせて、平成２８年度から普通交付税の合併算定替特例が段階的に減額されることから、これらの負担はますます重くなり、また将来的には高齢化が進展し、医療・福祉関連費用の増加や税収の減少も懸念されるなど、財政指標の悪化は避けられず、先行きは楽観できない状況にある。

このような本市特有の状況を考えると、財政状況を積極的に公表することで市民への周知を継続的に実施しながら、財源の確保のために、公平性の担保において重要である市税等の債権及びその他税外債権の関係法令に基づく適切な管理と徴収の徹底はもちろんのこと、適正な基金の積立を行うとともに、長期的な計画に基づく、身の丈に合った行政サービスやインフラ整備の実施が求められている。

限られた財源の適切な配分の下、住民サービスの維持に努力しつつも、全ての事務事業について、社会情勢及び費用対効果を十分考慮しながら、更なる行財政改革に努められたい。

平成２７年度木津川市決算に係る資金不足比率審査意見書

第１．審査の対象

（１）平成２７年度　資金不足比率

対象となる会計

・水道事業会計

・簡易水道事業特別会計

・公共下水道事業特別会計

（２）（１）の算定の基礎となる書類

第２．審査の期日

平成２８年７月２５日

第３．審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第４．審査の結果

審査に付された資金不足比率は適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、審査した範囲において、いずれも適正に作成されているものと認められる。

審査の概要及び意見は、次のとおりである。

【標記に関する注意事項】数値は、地方財政状況調査等に基づき作成されたものであり、各会計決算額等と一致しない場合がある。

１．資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

（単位：％）

	会　計　名	平成２７年度	経営健全化基準	平成２６年度
法適用	水　道　事　業　会　計	―	２０．０	―
法非適用	簡易水道事業特別会計	―		―
	公共下水道事業特別会計	―		―

※資金不足額がない場合は、「資金不足比率（％）」は「－」で表示される。

（１）水道事業会計

平成２７年度決算においては、資金不足額がないため「―」で表示される。

（単位：千円）

資金の不足額　※資金余剰の場合は、負の値となる。
△2,291,825

事業の規模
1,121,238

（単位：％）

＝　資金不足比率　―

（２）簡易水道事業特別会計

平成２７年度決算においては、資金不足額がないため「―」で表示される。

（単位：千円）

資金の不足額　※資金余剰の場合は、負の値となる。
△2,319

事業の規模
23,993

（単位：％）

＝　資金不足比率　―

（３）公共下水道事業特別会計

平成２７年度決算においては、資金不足額がないため「―」で表示される。

（単位：千円）

資金の不足額　※資金余剰の場合は、負の値となる。
△14,753

事業の規模
850,336

（単位：％）

＝　資金不足比率　―

２．審査意見

水道事業会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。

しかしながら、当該会計は財政調整基金　１億４，０００万円（税込）の繰入れを行っている。繰入額は前年度より減少したものの、実質は赤字経営が続いているのが実態である。

公営企業は、必要な経費を自身の料金収入によって賄わなければならない独立採算の原則がある。

事業の公営企業としての効率性と合理性を追求し、有収率の向上とさらなるコスト削減に絶え間ない努力を怠ることなく、本来の事業目的たる安全で良質な水を安定的に供給できるように、引き続き経営基盤の強化に尽力し、一層効率的で健全な事業運営に努められたい。

簡易水道事業特別会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。

しかしながら、当該会計は歳入総額に占める割合のうち使用料及び手数料の８．６％を大きく上回る２１．２％を繰入金が占めているのが実態である。

事業の効率性と合理性を追求し、さらなるコスト削減に絶え間ない努力を怠ることなく、平成２９年度での上水道との事業統合に向け、一層効率的で健全な事業運営に努められたい。

公共下水道事業特別会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。

しかしながら、当該会計は歳入総額に占める割合のうち繰入金が４２．９％であり、次いで４０．４％が使用料及び手数料となっている。

事業の効率性と合理性を追求し、さらなるコスト削減に絶え間ない努力を怠ることなく、本来の事業目的たる健全な生活環境の確保と公共水域の水質保全のため、経費の有効活用により最大の効果が上がるよう、一層効率的で健全な事業運営に努められたい。

参考）算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

健全化判断比率対象会計等一覧表

連結対象など		市関連会計等名	対象となる範囲
一般会計 特別会計	普通会計	一般会計 【該当会計無し】	実質赤字比率
公営事業会計		国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計 駐車場整備事業（想定企業）	連結実質赤字比率
公営企業会計	法適	水道事業会計	資金不足比率 ※1
	法非適	簡易水道事業特別会計 公共下水道事業特別会計	
一部事務組合・広域連合	法適 公営企業	山城病院組合（病院） 山城病院組合（老健）	実質公債費比率
	公営企業以外の会計	相楽中部消防組合 相楽郡広域事務組合 相楽郡西部塵埃処理組合 市町村職員退職手当組合 議会議員公務災害補償等組合 自治会館管理組合 住宅新築資金等貸付事業組合 後期高齢者医療広域連合 京都地方税機構	将来負担比率
地方独立行政法人		【該当法人無し】	
地方道路公社		【該当公社無し】	
土地開発公社		学研都市京都土地開発公社	
第3セクター等	設立法人	木津川市公園都市緑化協会 木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団	出資団体について（※2）
	出資法人	京都府農業信用基金協会 京都府農業総合支援センター 京都信用保証協会 木津川市ボランティア基金 京都府暴力追放運動推進センター 相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金 京都府森と緑の公社 大阪湾広域臨海環境整備センター 関西文化学術研究都市センター㈱ 地方公共団体金融機構	
財産区		加茂笠置組合（一部事務組合） 旧北村旧兎並村旧里村財産区特別会計 旧加茂町財産区特別会計 旧瓶原村財産区特別会計 旧当尾村財産区特別会計	財産区について（※3）

※1　山城病院組合の資金不足比率は、山城病院組合により公表（市の資金不足比率対象外）。

※2　出資団体が所有する債務を保証する契約が無いため、将来負担比率の対象外。

※3　財産区は別の法人格を持つ団体であり、健全化判断比率の対象外。